

第 15 回教育委員会

平成 30 年 7 月 10 日
午後 3 時 30 分
本庁舎屋上会議室

案 件

報告第 6 号 職員の人事について

報告第6号

職員の人事について

大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1項により、次のとおり教育長による急
施専決を行ったので、同条第2項の規定に基づき報告する。

記

平成30年7月1日付をもって、別紙調書のとおり人事異動を発令する。

調 書

(平成30年7月1日付)

新補職名	補職名	職種	氏 名	備考
(部 長 級)				
学校環境整備担当部長	総務部学事課長	事務職員	忍 康彦	昇任
(課 長 級)				
総務部学事課長	総務部学校適正配置担当課長	事務職員	武井 宏蔵	転任
総務部学校適正配置担当課長	総務部教育政策課公設民営学校担当課長代理	事務職員	村川 智和	昇任
(課 長 代 理 級)				
総務部教育政策課公設民営学校担当課長代理	総務部総務課担当係長	事務職員	中村 浩之	昇任
(係 長 級)				
総務部総務課担当係長	生涯学習部担当係長	事務職員	川入 美知子	転任
生涯学習部担当係長	総務部施設整備課勤務	事務職員	友永 智子	昇任

(参考) 大阪市教育委員会教育長専決規則 (抄)

第2条 教育長は、緊急の必要があるときは、前条の規定にかかわらず、教育委員会の会議において議決すべき事項を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定による専決を行つたときは、次の教育委員会の会議においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。